

# 第 1 2 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成 2 5 年 1 2 月 3 日 (火)

開会 午後 1 時 3 0 分

閉会 午後 3 時 0 0 分

2. 場 所 市役所大会議室 (4階)

3. 出 席 2 3 名

4. 欠 席 0 名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	1 1	平 山 修	○	2 1	副 島 博 司	○
2	松 尾 直 一	○	1 2	橋 口 忠 次 郎	○	2 2	中 島 善 重	○
3	前 田 英 司	○	1 3	森 登 喜 男	○	2 3	井 手 憲 一 郎	○
4	福 田 義 晴	○	1 4	内 海 敏 光	○			
5	齊 藤 厚 男	○	1 5	梅 崎 義 純	○			
6	池 田 良 一	○	1 6	藤 森 秀 喜	○			
7	藤 田 勉	○	1 7	前 田 國 太 郎	○			
8	市 丸 和 男	○	1 8	土 井 末 義	○			
9	西 山 哲	○	1 9	前 田 儀 三 郎	○			
1 0	岩 永 孝 雄	○	2 0	竹 本 照 雄	○			

議事録署名者 9 番 西山 哲

1 5 番 梅崎 義純

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	力 武 浩 和	農地係長	原 利 彦
農地係員	松 尾 慎 也		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第 6 4 号	農地法第 5 条の申請について	( 5 件)
議案 第 6 5 号	農地法第 5 条の許可申請書の取下げ願いについて	( 1 件)
議案 第 6 6 号	農地法第 4 条の申請について	( 3 件)
議案 第 6 7 号	農地法第 3 条の申請について	( 1 0 件)
議案 第 6 8 号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年 2 1 件) (利用権設定 期間借地 1 件)	
議案 第 6 9 号	「農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断基準について」 に基づく非農地通知書発出について	( 4 1 2 件)

8. 報告事項

報告 第 2 3 号	農地法第 1 8 条第 6 項通知の受理について	( 1 件)
報告 第 2 4 号	農地の形質変更工事計画変更届出について	( 1 件)

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。 (挨拶)																														
議長	<p>それでは、ただいまより第12回農業委員会会議を開会します。 本日の会議は、全員出席で欠席者はありません。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は9番 西山委員、15番 梅崎委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、6つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>第64号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>第65号</td> <td>農地法第5条の許可申請書の取下げ願いについて</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>第66号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>第67号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>第68号</td> <td>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>利用権設定 通 年</td> <td>21件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>期間借地</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>第69号</td> <td>「農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの 判断基準について」に基づく非農地通知書発出につい て</td> <td>412件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、2つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>第23号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>第24号</td> <td>農地の形質変更工事計画変更届出について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	第64号	農地法第5条の申請について	5件	第65号	農地法第5条の許可申請書の取下げ願いについて	1件	第66号	農地法第4条の申請について	3件	第67号	農地法第3条の申請について	10件	第68号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について			利用権設定 通 年	21件		期間借地	1件	第69号	「農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの 判断基準について」に基づく非農地通知書発出につい て	412件	第23号	農地法第18条第6項通知の受理について	1件	第24号	農地の形質変更工事計画変更届出について	1件
第64号	農地法第5条の申請について	5件																													
第65号	農地法第5条の許可申請書の取下げ願いについて	1件																													
第66号	農地法第4条の申請について	3件																													
第67号	農地法第3条の申請について	10件																													
第68号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について																														
	利用権設定 通 年	21件																													
	期間借地	1件																													
第69号	「農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの 判断基準について」に基づく非農地通知書発出につい て	412件																													
第23号	農地法第18条第6項通知の受理について	1件																													
第24号	農地の形質変更工事計画変更届出について	1件																													

議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>第64号 農地法第5条の申請について 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第64号 農地法第5条の申請の申請5件について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、46番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が1ページ、平面図と土地利用計画図が2ページになります。</p> <p>申請地は、立花町渚地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、47番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が3ページ、土地利用計画図と雨水排水計画図が4ページになります。</p> <p>申請地は、黒川町小黒川地区です。</p> <p>借受人が、太陽光発電施設を建設するための申請です。</p> <p>申請前に工事を着工していたことに対し始末書を添付しております。</p>

この案件につきましては、先月議決をいただきました案件の申請者が変更となりましたので改めて申請がなされたものです。許可申請と併せて農地法第5条の許可申請書の取下げ願いが出ておりますので、議案の2ページの農地法第5条の許可申請書の取下げ願い1番についても併せて御説明します。

議案の2ページを御覧ください。先月分の申請における借受人の職業は学校教職員です。そのため、申請者が太陽光発電事業を副業とすることが認められるのかを確認しましたところ、任命権者から地方公務員法第38条に抵触するので「副業として認められない」という見解が示されたため、申請を取下げのものとさせていただきます。

その後、議案の1ページ47番のとおり、今回申請の借受人が事業を継承する形で再度、申請をしております。

なお、計画の内容につきましては、先月にお諮りした内容と同一のものであります。

農地区分は第3種農地の区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。

許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。

続きまして、議案の1ページ、48番になります。

図面は、案内図と字図が5ページ、土地利用計画図が6ページ、平面図が7ページになります。

申請地は、大川町立川地区です。

譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。

農地区分は第1種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のイの(ア)のb、特定土地改良事業等の施工に係る区域内にある農地に該当します。

許可基準としましては、第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

続きまして、議案の1ページ、49番になります。

図面は、案内図と字図が8ページ、土地利用計画図と平面図が9ページになります。

申請地は、大川町川原地区です。

借受人が、一般住宅を建設するための申請です。

農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

続きまして、議案の1ページ、50番になります。

	<p>図面は、案内図と字図が10ページ、土地利用計画図が11ページになります。</p> <p>申請地は、二里町大里地区です。 譲受人が、駐車場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第64号農地法第5条の申請は以上5件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条46番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>場所につきましては、伊万里駅のほうから行きますけれども、渚地区の、渚公民館の手前でございます。300mほどありましょうか。場所につきましては横に県道が通っております。譲渡人の畑を購入して家を建てたいと。面積は10坪でございます。別に問題ないだろうということで、また、生産組合長さん、区長さんからの承諾印もございましたので承諾印を押したところでございます。</p>
議長	<p>46番について、御意見、御質問はございませんか。</p>

19番委員	ここは、伊万里有田線の拡幅工事はかからないのですか。
事務局	今の申請地より右上になります。そこを通っていくということです。渚公民館のちょっと前の付近から今の県道に繋げていくような計画ですね。関係は無いです。
6番委員	場所が全然わかりません。県道の北側はどこですか。
事務局	マックスバリュウの看板が立っている交差点、伊万里駅の通りがありますよね。駅と反対側の方に道が広くなって、途中からまだ道が未整備で細くなっている旧道、その道に繋がります。浦山橋と書いてある方がセブンイレブンに繋がります。
議長	他にございませんか。 <なし> 続きまして、47番についてですが、先ほどの事務局からの説明のとおり、計画内容は先月の定例農業委員会で許可相当と議決をいただいた申請と同じでありますので、担当委員からの説明は割愛したいと思います。それでは、47番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、48番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	11月17日に譲受人の父がお見えになりまして、譲受人が建築したいということで申請をされておりました。案内図は5ページにありますが、JA大川支所より北へ300mほどいったところに見せまして、現地を12月1日に見させていただきまして、1772番地3というところは田になっておりましたが、現在は畑と申しますか荒地のようになっておりました。それで1759番地というのは民家がありますけれど、現在は空き家になっておりまして、所有者は他に出てこられまして、立川地区の方が畑など

	<p>しておられました。東側に水路が入っておりまして、隣接地はないようでした。それで区長さん、生産組合長さんにも承認されておりましたので、私も承認印を押したところでした。</p>
議長	<p>48番について、御意見、御質問はございませんか。          &lt;なし&gt;          続きまして、49番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>案内図の8ページを御覧ください。申請地は、相知山内線の川原という集落になります。その県道から東のほうにちょっと山手になりますけれど、200mくらいです。右の字図を見ていただきましても、集落の中でも一軒家と申しますか、誰にも迷惑の掛らないようなところでした。譲渡人の自宅からすぐ前の畑ですけど、敷地の繋がりという、それくらいのところでした。別に問題は無いかと思えます。地元の区長さん、生産組合長さんの印もありますので私も押印をいたしました。</p>
議長	<p>49番について、御意見、御質問はございませんか。          &lt;なし&gt;          続きまして、50番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>案内図が10ページになります。ここは、場所は元伊万里市民病院のほうに上る流鏝馬橋というのがありますけれども、伊万里農林高校に行く道ですけれども、そこを左に曲がっていただいて細い道を上ったところの住宅街です。ここは不動産屋さんが奥のほうに見えまして、ここは以前家が建っておりまして空き家になっておりまして、この家主が亡くなったものですから処分したいということで不動産屋さんが調べたところ、この面積が89㎡ですか、畑だったということで、以前自家用の畑をされていた農家さんという思いがしますけれども、ミカンの木があったり柿の</p>

	<p>木があつたりしております。そこを駐車場にしたいということで見えまして、色んな話の中で、地元の区長さん、生産組合長さんは問題ないということで判を押しておられましたので、私の方もあそこに畑のあつたとねというような話で押印したところです。</p>
議長	<p>50番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、</p> <p>議案第64号 農地法第5条の申請 5件</p> <p>議案第65号 農地法第5条の許可申請書の取下げ願い 1件</p> <p>について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第66号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第66号農地法第4条の申請3件について御説明します。</p> <p>議案の3ページ、21番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が12ページ、土地利用計画図が13ページ、平面図が14ページになります。</p> <p>申請地は、瀬戸町中通地区です。</p> <p>申請人が、倉庫を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当し</p>

ます。

続きまして、議案の3ページ、22番になります。

図面は、案内図と字図が15ページになります。

申請地は、黒川町真手野地区です。

申請人が、植林をするための申請です。

農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、植林の計画であり代替地の検討をすることができないため、第2の1の(1)の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

続きまして、議案の3ページ、23番になります。

図面は、案内図と字図が16ページになります。

申請地は、黒川町黒塩地区です。

申請人が、植林をするための申請です。なお、許可を得ずに植林をしていたことに対して始末書が添付されております。

農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、植林の計画であり代替地の検討をするこ

	<p>とができないため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第66号農地法第4条の申請については以上3件です。</p>
議長	<p>それでは、21番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>申請者のすぐ家の横に、畑ですけれども、そこに倉庫を建設するということでした。この周りに何も影響がないと思ひまして承諾印を押したところです。</p>
議長	<p>21番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>それでは、22番について担当委員である私から説明をいたします。</p> <p>15ページの案内図に書いてありますように、申請されているところが、ちょっとこの辺りがお茶畑の関係ばかりなのですが、地区的にはこの案内図の上の方に、ちょうど波多津町中山との境になっております。申請地から右下のほうに道が下っております。この矢印が付いている一番下の矢印のちょっと下の右側が、自分たちの黒川町の茶工場とって伊万里市農協の管轄地域では一番規模の大きいお茶工場なのですが、最近お茶の値段が暴落しておりまして、かなり辞める方が出てきております。前も話しましたが、自分たちの茶畑の開発園も、日向郷のお2の方が開発畑の半分を今年の2番茶以降を借受けて栽培する方向になってですね、意気消沈みたいになっている地区ですね。今回あがっているところが先ほど言いましたように申請地の周り辺りが5人6人さんの昔の既存の茶畑で、申請にあがってお</p>

	<p>りますように、まだ80前なのですけども、ちょっと辞めたいということで、開発畑のほうはまだ作るつもりで、既存畑はこういうふうな形で申請をされました。</p>
議長	<p>22番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>それでは、23番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>案内図は御覧のように、境川の上流の北側に位置する、境川より北側に少し入ったところでございます。17日の晩、行政書士さんが見えられて、申請者の代理人でもありますということで、今年の8月に引っ越されたそうです。そして前から植林を始めていて始末書添付で出したいと思っておりますということで見られました。そして区長さん、生産組合長さんの捺印をされておりましたが、山林ということで隣接者の同意はいらぬということでありましたので、私も捺印をいたしました。</p>
議長	<p>23番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第66号農地法第4条の申請3件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第67号農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第67号農地法第3条の申請10件について説明します。</p> <p>議案は4ページから5ページになります。</p> <p>75番から84番まで申請事由や経営状況等を掲げております。全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件</p>

	<p>を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の4ページから5ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第67号農地法第3条の申請10件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第68号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、まずは利用権設定通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第68号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年21件について、御説明します。議案の6～8ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が11名、貸付人が21名で、面積は、田が84,705.61㎡、畑が19,914㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を9～22ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年については以上21件です。</p>
議長	<p>議案第68号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年21件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p>

	<p>無いようですので、議案第68号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年21件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、利用権設定期間借地についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>利用権設定の期間借地1件について、御説明いたします。議案の25ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が1名、貸付人が1名で、面積は、田の3,986㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を24ページに掲げておりますので、御審議をお願いします。</p>
議長	<p>議案第68号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の期間借地1件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第68号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の期間借地1件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第69号「農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準について」に基づく非農地通知書発出について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案25ページから37ページになります。これにつきましては従前から協議いただいている分でありまして、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準の手続きにおいて、農業委員会の議決が必要ということでありまして、最終的な議案の</p>

	<p>上程という形になっております。</p> <p>流れをもう一度おさらいをいたしますと、まず市から農業委員会のほうに農地の判断対象リストをいただきまして、農業委員等によって対象地の現況確認を行い、その農地が森林の様相を呈しているなど農地復元するための物質的な条件整備が著しく困難な場合、またそれ以外であって土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合、このように判断した場合は農業委員会の議決が必要であるとなっております。今回の412筆につきましては現地確認、及び今までの協議の中から、農地としてはもう復元できない、または継続的に利用できないと見込まれると判断されているものを整理してさせていただきまして出しております。以上が説明の内容となります。あとは参考資料としましてA4縦2枚になりますが、非農地通知書の様式案を参考に付けさせていただいております。今回議決をいただければ非農地通知書というのを各所有者にお送りいたしますが、その様式を定めまして通知書または別紙の方に今後の手続きというのを付けさせていただいております。A4版の縦、別冊になっております。</p>
議長	<p>議案第69号「農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準について」に基づく非農地通知書発出について御意見、御質問はありませんか。</p>
21番委員	<p>この場所とかは前いただいた航空写真までありますか。</p>
事務局	<p>はい、すべて付けております。</p>
6番委員	<p>非農地通知書と今後の手続きというのも一緒に送るのですか。</p>
事務局	<p>はい、前回から今後の手続きというのがよく解らないという話があつておりましたので、一応今後の手続きというのを簡単ではあ</p>

	りますが、添付させていただいて一緒に送付したいと思っています。
19番委員	伊万里市税務課への手続きということで、課税地目で税金払っていくのですよね。地目を変えず、ずっと田んぼの場合は田んぼで課税するのですか。
事務局	今回、税務課と話をさせていただきまして、税務課の固定資産税につきましては当然現況を確認して課税地目をしていると、今回うちのほうが非農地通知を出した場合は、その非農地通知をもって現況確認をしたいということです。それで今すべてが田畑になっていますが、田畑の分を原野であれば原野に課税地目、いわゆる今の課税地目と現況地目が相違するといふのであれば原野なら原野の地目に変更していくという形でやるとお話をいただいております。
19番委員	二里の場合は山上の高地と東八谷搦のような場所では課税の対象が違ふと思うので、山の方は構わないけれども、二里町の北側の田んぼと原野のところは宅地並みの課税になるのではないですか。
事務局	地域によって課税の違ふのは当然だと思いますけれども、一般的には畑、田んぼよりも原野の地目が安くなるといふのは言われておりまして、ただ原野になるのか雑種地の畑並み課税という形でやられるのか、それは実際現地を見られて判断するということでありましたので、それはそちらにお任せをしますということでお話ししております。
19番委員	現地調査の結果で課税するとのことですか。
事務局	その時に聞いた話では、毎年12月くらいに行かれる現地調査の中に、こちらのほうも含めるといふお話を聞いております。

2 1 番委員	その場合は本人に通知が行くのですか。
事務局	課税地目の変更に関しては来年の課税の明細書で確認するしか方法はないかなと思っております。
1 2 番委員	この中でもう地目を変えて良いという人がいますよね。その人たちには通知を出すのでしょうか。
事務局	非農地通知はお出ししまして、地目変更をかけられる場合は法務局の方に行っていただくような形になりまして、手数料に関しては法務局、地目の変更に関しては無料でやると、後は添付書類には費用がかかるということでした。あと注意すべき点はここにいくつか書いておりますけれど、現況確認を行うと言われたので現地の方は確認していただきたいと、その場合は農業委員会に行っていただければ場所が分かるだろうと書いております。あと非農地化した時期について確認されるということでありましたので、これに対しては概ね10年前とか昭和何年、平成何年とか全く分らなければ年月不詳でも構わないということですが、そういった聞き取りをされるというお話を聞いております。ただ1点だけ気になったのは、法務局が地目に関しては権限があるので、現況は法務局が認めないときは認めませんと言われたことがありまして、そこについてはこちらは何も言えないということです。ただ、農地基本台帳としては農地として取扱いはしませんということでお話はしております。
1 7 番委員	法務局に行かないでそのままにしていた、ということになればそれでも構わないのですか。
事務局	現実的には、それでも構わないのかなと思います。基本的にはここに書いておりますけれどもうちの案内としましては、登記の地目と現況地目は一致しているのが望ましく、やはり地目変更をしていただければとの思いがあります。ただ相続未登記分について

	<p>は相続登記などが発生して負担費用がかかるのもありますし、仕事を休んで1回2回と行かれる部分もあるので、そこまではこちらのほうで強制的に求めることは出来ないと思っていますので、できればしていただきたいですけれど、事情があるのでこちらとしては強制できないという認識でやっております。</p>
21番委員	<p>強制するものではないということで、例えばじいちゃんの名前になっていて、お父さんの代、自分の代と3代に渡ってずっと末端まで調べたうえで、本人名義にするのは手間がかかるので、そのままにしてもいいとのことですが、その場合は畑が山と登記上の地目が変わるだけになるのですか。</p>
事務局	<p>地目の変更に関しましても、相続登記以降でない地目変更を受け付けないと法務局から指導を受けました。</p> <p>法務局としては、地目の変更を行うのは所有者しかできないという立場でございます。先ほどの相続登記ができていない分は相続登記をきちっとやらなければいけないということ、あと御本人さん御存命でも住所が変わってそのままにしているということも結構ございます。現住所と登記簿上の住所が違うという場合も同一人物であるかどうか解らないということで、住所の変更をまず先にやってほしいという話もございました。そういうところも全部解決して初めて地目の変更の登記ができると法務局から説明がございましたので、地目変更の場合には前捌きのところの手続きが必要であると、その分については登録免許税などがかかるということの説明がありました。</p>

議長	<p>他に、ございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第69号「農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準について」に基づく非農地通知書発出については議案のとおり決定します。</p> <p>それでは議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第23号農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第23号農地法第18条第6項通知の受理1件について御説明します。</p> <p>議案の38ページを御覧ください。</p> <p>25番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は自作される予定です。</p> <p>報告第23号については以上1件です。</p>
議長	<p>報告第23号農地法第18条第6項通知の受理1件について、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>報告第24号農地の形質変更工事計画変更届出1件について事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第24号農地の形質変更工事計画変更届出1件について御説明します。</p> <p>議案の39ページ、7番になります。</p> <p>申請地は大坪町白野地区です。</p>

	<p>こちらは昨年の11月に形質変更工事計画変更届が出ておりましたが、盛土用の土の搬入が不足しているため工事期間延長を延長するための届出です。工事計画及び工事施工業者の変更はありません。</p> <p>報告第24号については以上1件です。</p>
議長	<p>報告第24号農地の形質変更工事計画変更届出1件について御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで第12回農業委員会を閉会します。</p> <p>&lt;&lt; 議事終了 &gt;&gt;</p>